

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市下水道維持管理システム保守業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	システムトラブル発生時の対応、クライアント機の不具合によるシステム環境の再インストール及び設定作業、バックアップデータの作成及び分散保管、クラウドサービス障害発生時の緊急対応、シェイプデータの登録及び維持管理情報の再登録、毎年の操作研修
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	金 3,747,700 円
契約の相手方	〔名称〕 大津市下水道維持管理システム構築業務 国際航業・管清工業共同体 代表者 国際航業株式会社 滋賀営業所 所長 中小路 禎欣 〔所在地〕 大津市におの浜二丁目1番48号（におの浜森田ビル3）
契約相手方の選定理由	別紙「契約相手方の選定理由」のとおり。
担当課・電話番号	下水道整備課 ・ 077-528-2766
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

契約相手方の選定理由

大津市下水道維持管理システム構築業務国際航業・管清工業共同体代表者国際航業株式会社滋賀営業所は、大津市下水道維持管理システムの開発事業者であり、システム及びその仕様を正確に把握している。

当該事業者以外の者が業務を行う場合は、当該システムの仕様を正確に把握したうえで業務を開始することが求められる。しかしながら、当該システムの仕様を正確に把握できない場合、本業務範囲だけでなく、関連する業務に多大な影響を及ぼし、日常の維持管理業務に支障をきたす恐れがある。

以上のことから、当該業務の実施においては、当該システムの開発会社である当該事業者を選定する。